

中小企業経営者の皆様へ 『パワハラ防止法』2022年4月義務化

『パワハラ防止法』:対策 オンラインセミナー開催

～2020年6月(中小企業は2022年4月)、改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行され、企業にはハラスメントの防止・対策が義務化について学ぶ～

講義内容

初めに、JIC 会員限定の『雇用慣行改善プログラム』の概要について

JIC 事務局:リスクコンサルタント 土岐尚生

第一部

弁護士法人アーヴェル 代表弁護士 小泉友 (<https://avel-law.jp/>)

☆義務化されたのは次の4つです。

1. 事業種の法人の明確化及びその周知・啓発(ハラスメント研修)
2. 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口の設置)
3. 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応(迅速な苦情処理)
4. 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取り扱いの禁止等)

しかし、中小企業は大企業と違って、相談専門の部署も作りにくいし、ひとたび事件が起きてしまっても、それに関わる人員も配置できないのが現状です。

第二部

今回のセミナーでは、ハラスメント相談と研修・解決 20年の専門家、

株式会社ハーモニークリエイション代表取締役の白石恵美子氏 (<https://hamokuri.jp/>)

1. ハラスメントの実態と概要(ハラスメントの基本の理解)
2. 予防と社内風土改革のための「ハラスメント研修」とは?
3. 形だけの相談窓口では逆効果。「社内円満解決に結びつける相談窓口」とは?
4. 被害者救済が会社を守る「正しい苦情処理」とは?

この4点を、法律の観点と、心理の観点から優しくレクチャーいたします。

主催: **JIC** 一般社団法人 JIC協同組合支援協会

<https://www.jic.jp/>

開催日時	5月19日木曜日 10時～11時50分
開催方法	Zoom(リンク等はお申込み様にメールにてお知らせします。) 説明会約110分ほどです。
参加費	無料(メール登録等必要・JIC 会員及び JIC 会員からの紹介者)
申込方法	ホームページ・メールおよび FAX にて受付中

◎お申込みは、FAX:052-228-7613 または メールにて post@jic.jp

企業名		電話	
参加者		E-mail	
所在地			
参加日時		紹介者	

不明点等は JIC 事務局の加藤までご連絡ください。

名古屋市中区東桜 2-22-18 日興ビルディング 2 階 HP: <https://www.jic.jp/>

JIC 協同組合支援協会 電話 052-228-7671 Eメール: post@jic.jp

